

国民年金は世代と世代の支え合い

お問い合わせ先
熊谷社会保険事務所
048-522-5211
本庁市民課
1114
総合支所市民課
姪1331(内)334

国民年金は日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入し、老後や障害者となったときの保障を支え合う制度です。加入の手続き漏れや、保険料の納め忘れがあると年金が受給できないこともあります。ご自身の年金加入の記録について確認してみませんか。

あなたは何号被保険者？

国民年金の加入者は、職業等により第1号から第3号被保険者に分かれます。あなたは何号被保険者ですか？

「第1号被保険者」

自営業者などとその被扶養配偶者・学生など（加入時には市役所での手続きが必要で、保険料は自分で納付します。）

「第2号被保険者」

会社員・公務員など加入の手続きは勤務先が行い、保険料は給料天引きとなります。

「第3号被保険者」

第2号被保険者に扶養されている配偶者（加入の手続きは、配偶者の勤務先で行い、保険料は配偶者の加入している年金制度が負担します。）

第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料は、月額13,860円（平成18年度）となっています。

保険料は、社会保険庁から送られてくる納付書を使って、翌月末までに社会保険事務所や金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください。（市役所および総合支所で保険料を納付することはできません。）

また、保険料を次の方法で納付すると、保険料の割引を受けることができます。
口座振替：保険料を毎月納付する場合、当月分の保険料を当月末に引き落とす「早割」を申し込むと、保険料が月額50円割引されます。

前納：保険料を1年分や半年分などまとめて納付することができます。また、口座振替で前納することで、さらに割引を受けることができます。

なお割引額は、前納する期間によって変わります。（詳しくはお問い合わせください。）

保険料の免除・納付猶予制度について

経済的な理由により国民年金保険料を納めるのが困難な場合には、保険料の免除（全額・4分の3・2分の1・4分の1）や納付猶予（学生納付特例・若年者納付猶予）の制度があります。

平成18年度分の申請は、すでに受け付けていますので、まだ申請していない人で、制度の適用を希望する場合は、本庁市民課または総合支所市民課でお早めに手続きをしてください。（制度の適用が受けられるかどうかは前年の所得を審査して決まります。）

持参するもの

年金手帳、印鑑、学生の場合は学生証（コピー可）または在学証明書

年金加入や変更のときは必ず手続きを！

年金に加入するとき、変更があるとき（下表参照）に、手続きを忘れると将来年金がもらえなくなったり、受け取る年金額が少なくなったりします。忘れずに手続きをしてください。

国民年金の変更手続きが必要になる主な例

現在	こんなとき	変更後の種別	手続き先
第1号被保険者	就職した	第2号被保険者	勤務先
	会社員などの扶養になった	第3号被保険者	配偶者の勤務先
第2号被保険者	退職した	第1号被保険者	市役所
	会社員などの扶養になった	第3号被保険者	配偶者の勤務先
第3号被保険者	就職した	第2号被保険者	勤務先
	配偶者が退職した、扶養からはずれた、離婚した	第1号被保険者	市役所

ご存じですか？ちょっとお得な付加年金

保険料を納付するときに、付加保険料として400円を上乗せして納付すると、老齢基礎年金を受給するときに「200円×納めた月分の年金」を毎年受給できます。
（例）付加保険料を40歳から60歳まで20年間納めた場合

【納める金額の合計】

400円×12月×20年＝96,000円

【受け取れる金額】（年額）

200円×12月×20年＝48,000円

つまり、2年受給すると支払った分の元が取れて、3年目以降もずっと受給できる、ということです。

対象 第1号被保険者（保険料の免除や納付猶予制度を受けていない人）

国民年金基金加入者は加入できません。
手続き 年金手帳と印鑑を持参のうえ、本庁市民課または総合支所市民課まで

受給できる年金の種類

国民年金の給付には、次の基礎年金と呼ばれる年金と、寡婦年金や死亡一時金といった第1号被保険者独自の給付があります。

老齢基礎年金 65歳になつたときに給付
障害基礎年金 けがや病気で障害が残つたときに給付
遺族基礎年金 国民年金加入中に亡くなつたときに、遺族に対して給付

年金を受けるためには

老齢基礎年金を受けるためには、原則として国民年金保険料を納めた期間（免除期間等を含む）や厚生年金などに加入していた期間等を含めた納付済期間が25年（300月）以上あることが必要となります。また、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるため

年金についてもっとくわしく!

社会保険庁ホームページ
<http://www.sia.go.jp/>
ねんきんダイヤル
・年金請求などの相談
0570-05-1165
・年金を受けている人の相談
0570-07-1165

熊谷社会保険事務所からのお知らせ

「年金受給権者現況届」の提出が不要になります

年金受給者の手続きの簡素化を進めるため、12月生まれの人から、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した受給者の現況確認を行うことになりました。

これにより、これまで毎年誕生月に提出の必要があつた「年金受給権者現況届」が省略できます。

ただし、次の人は引き続き現況届の提出が必要となりますので、ご注意ください。

- 住民票コードが不明な人
- 外国人登録をしている人
- 外国に居住している人
- 20歳前障害等による障害基礎年金受給者（年金コードが2650または6350の人）



来年4月から

離婚時の厚生年金の分割制度が始まります

平成19年4月以降に離婚をした場合、夫婦間の合意または、裁判所による決定があれば、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録を分割できる制度が導入されます。

これに伴い、社会保険庁では、平成18年10月から離婚時の厚生年金の分割にかかる情報提供を始めています。

詳しくは、熊谷社会保険事務所へお問い合わせください。
相談時間の延長と休日相談について

熊谷社会保険事務所では、次のとおり、平日の相談時間の延長と休日相談を行っています。なお、相談の際には、年金手帳など、基礎年金番号

がわかる書類を持参してください。（代理人が来庁する場合は、本人の委任状をお持ちください。）

平日の相談時間の延長
毎週月曜日 午後7時まで
受付（月曜日が休日の場合は、直後の開庁日に行います。）
休日相談
毎月第2土曜日 午前9時
30分～午後4時

また、11月は「ねんきん月間」として、次のとおり休日の年金相談を行います。
日時 11月11日・12日・25日・26日 午前9時
30分～午後4時



高齢者叙勲

10月1日、元藤田小学校長の荻野弘氏「児玉町金屋」が瑞宝双光章を受賞されました。



瑞宝双光章
荻野 弘氏